

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年9月29日(2016.9.29)

【公開番号】特開2016-34136(P2016-34136A)

【公開日】平成28年3月10日(2016.3.10)

【年通号数】公開・登録公報2016-015

【出願番号】特願2015-207930(P2015-207930)

【国際特許分類】

H 04 W 28/04 (2009.01)

H 04 L 1/16 (2006.01)

H 04 W 28/14 (2009.01)

【F I】

H 04 W 28/04 1 1 0

H 04 L 1/16

H 04 W 28/14

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月5日(2016.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハイブリッド自動再送要求(HARQ)エンティティを使用して、拡張専用チャネルを介して無線送受信ユニット(WTRU)から複数のデータブロックを受信し、

前記受信したデータブロックをバッファにストアし、

前記ストアされたデータブロックが不連続であるという判定に応答してタイマを初期化し、

前記ストアされたデータブロックが不連続であるという判定は、欠落したデータブロックを示すものであり、

前記タイマが満了したときに、前記バッファから媒体アクセス制御(MAC)レイヤより上位のレイヤへ前記不連続なデータブロックを転送する、方法。

【請求項2】

請求項1に記載の方法において、前記受信したデータブロックをストアすることは、基地局によって実行される、方法。

【請求項3】

請求項1に記載の方法において、前記タイマを初期化することは、基地局によって実行される、方法。

【請求項4】

請求項1に記載の方法において、前記受信したデータブロックを復号することをさらに含み、

前記ストアされたデータブロックは、前記復号されたデータブロックである、方法。

【請求項5】

請求項1に記載の方法において、前記受信したデータブロックをストアすることは、前記受信したデータブロックを再順序化バッファにストアすることを含む、方法。

【請求項6】

請求項1に記載の方法において、前記ストアされたデータブロックが不連続であるとい

う判定は、前記ストアされたデータブロックのシーケンス番号に少なくとも部分的に基づいている、方法。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の方法において、前記欠落したデータブロックを前記 W T R U が廃棄したかどうかを判定することをさらに含む、方法。

【請求項 8】

ハイブリッド自動再送要求 (H A R Q) エンティティを使用して、拡張専用チャネルを介して無線送受信ユニット (W T R U) から複数のデータブロックを受信するように構成されている回路を備え、

前記回路は、前記受信したデータブロックをストアするようにさらに構成され、

前記回路は、前記ストアされたデータブロックが不連続であるという判定に応答してタイマを初期化するようにさらに構成され、

前記ストアされたデータブロックが不連続であるという判定は、欠落したデータブロックを示すものであり、

前記回路は、前記タイマが満了したときに、媒体アクセス制御 (M A C) レイヤより上位のレイヤへ前記不連続なデータブロックを転送するようにさらに構成されている、無線ネットワーク装置。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の無線ネットワーク装置において、前記無線ネットワーク装置は基地局である、無線ネットワーク装置。

【請求項 10】

請求項 8 に記載の無線ネットワーク装置において、前記受信したデータブロックは、 M A C プロトコルデータユニットである、無線ネットワーク装置。

【請求項 11】

請求項 8 に記載の無線ネットワーク装置において、前記タイマは、前記無線ネットワーク装置に設けられている、無線ネットワーク装置。

【請求項 12】

請求項 8 に記載の無線ネットワーク装置において、前記回路は、前記受信したデータブロックを復号するようにさらに構成され、

前記回路は、前記復号されたデータブロックをストアする、無線ネットワーク装置。